

各 位

会 社 名 ゲンキー株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 藤永 賢一
(登録銘柄・コード 2772)
問 合 せ 先 取締役総務部長 吉岡 伸洋
役 職 ・ 氏 名
電 話 0776 - 67 - 5240

新株予約権発行に関するお知らせ

平成16年12月1日開催の当社取締役会において、商法第280条ノ20、第280条ノ21および平成16年9月16日開催の第14期定時株主総会決議に基づき、ストックオプションとしての新株予約権の発行に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 新株予約権の割当てを受ける者
当社の取締役、監査役および従業員
2. 新株予約権の目的たる株式の種類および数
当社普通株式 374株
ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株の100分の1未満の端数については、これを切り捨てる。
3. 発行する新株予約権の総数
374個
(新株予約権1個につき当社普通株式1株。ただし、2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う)
4. 新株予約権の発行価額
無償とする。
5. 新株予約権の発行日
平成16年12月2日
6. 新株予約権の行使に際して払込みをすべき額
新株予約権の行使に際して払込みをなすべき1株当たりの金額(以下、「払込金額」という。)は、新株予約権の発行日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)の日本証券業協会が公表する当社普通株式の午後3時現在における直近の売買価格(以下、「最終価格」という。)の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、当該金額が新株予約権の発行日の最終価格(当日に最終価格がない場合は、それに先立つ直近日の最終価格)を下回る場合は、新株予約権の発行日の最終価格を払込金額とする。
なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に時価を下回る価額で当社普通株式について新株の発行または自己

株式の処分（ただし、いずれも新株予約権の権利行使による場合ならびに商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）の施行前である平成14年3月31日以前の取締役会決議により付与された新株引受権の権利行使による場合を除く。）を行う場合は、次の算式により払込金額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。なお、次の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数をいうものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たり振込・処分金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分株式数}}$$

また、新株予約権発行日後に、当社が資本減少、合併または会社分割を行う場合等、振込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で振込金額は調整されるものとする。

7. 新株予約権を行使できる期間

平成18年10月1日から平成23年9月30日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

8. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、新株予約権の権利行使において、当社の取締役、監査役または従業員たる地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が当社の取締役または監査役を退任した場合、または、新株予約権者が定年を理由に当社を退職した場合は、引続き新株予約権を行使することができる。

新株予約権者は、新株予約権の割当て後、権利行使時まで、禁固刑以上の刑に処せられていないこと、および当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出ていないことを要する。

新株予約権者が死亡により、当社の取締役、監査役もしくは従業員たる地位を失った場合は、新株予約権者の相続人が新株予約権を行使できる。

その他の細目は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

9. 新株予約権の消却

次のいずれかに該当する場合には、新株予約権は無償で消却することができる。

新株予約権割当契約の定めにより新株予約権の割当を受けた者が新株予約権の権利を喪失した場合、または新株予約権につき権利行使されないことが確定した場合。

当社が消滅会社となる合併契約書等が承認された場合。

10. 新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において当該株式の発行価額中資本に組入れない額

振込金額から、資本に組入れる額を減じた金額とする。資本に組入れる額とは、払込金額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。

11. 新株予約権の割当てを受ける者の人数およびその内訳

当社取締役	5名	220個（220株）
当社監査役	1名	10個（10株）
当社従業員	33名	144個（144株）
合計	39名	374個（374株）

【ご参考】

- | | |
|-----------------------|------------|
| 1. 定時株主総会付議のための取締役会決議 | 平成16年8月10日 |
| 2. 定時株主総会の決議日 | 平成16年9月16日 |